法律をもっと身近に

ほうてらす

2026.11
Vol.63
Autumn



法テラス 20周年記念

特集 あなたと司法の架け橋

〉2－5ページ

対談 有働 由美子さん × 理事長 白石 史子

「誰もが司法につながれる社会へ」

〉6－8ページ

法テラスの主な業務
〉9ページ

スタ弁がゆく!
〉10－11ページ

日本司法支援センター 法テラス

COVER GUEST／
フリーアナウンサー・ジャーナリスト
有働 由美子さん
YUMIKO UDO

法テラス 20周年記念

あなたと司法の架け橋

― これまでの軌跡 ―

必要な方々へ、必要とされる支援を届ける使命。

東日本大震災を受けての被災地出張所の設置や、認知機能が十分でないため、法的問題を抱えているのに、自ら助けを求めることができない方への支援などを通じて、一人ひとりに寄り添ってきました。



2006



平成18年4月10日

日本司法支援センター設立

総合法律支援法に基づく組織で、設立に先立ち、通称を「法テラス」とすることが決まりました。

2006



平成18年10月2日

業務開始

国や地方公共団体等と連携し、全国での支援体制がスタートしました。

2007



平成19年4月10日

記念広報の実施

「法テラスの日」記念イベントや広報活動を実施し、制度の周知に努めました。

2011



被災者支援

平成23年10月2日

「法テラス南三陸」を開所

東日本大震災の被災地出張所第１号である「法テラス南三陸」をはじめ、全7か所に被災地出張所を設置。自治体と連携し、被災地に寄り添う支援に取り組みました。

2013



多言語対応

平成25年4月1日

「多言語情報提供サービス」開始

5言語での情報提供を開始し、その後、10言語※に拡大。言葉の不安を減らす取組を進めました。

※英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語、インドネシア語

2018

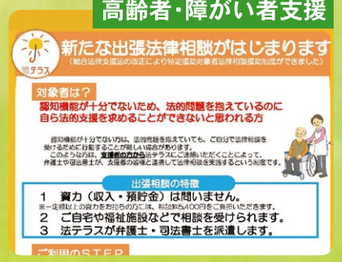

高齢者・障がい者支援

平成30年1月24日

「特定援助対象者援助事業」開始

高齢や障がいなどで認知機能が十分でないために、自己の権利実現が妨げられているおそれがある方を対象とした支援が拡大されました。

困ったとき、つながることができる場所へ。

私たちは日々暮らしている中で様々なトラブルに見舞われます。しかし、いざ直面したとき、そこにどんな法的問題があるのか不明だったり、「誰に相談すればいいのかわからない」「弁護士を依頼する費用がない」と悩んだりして、ひとりで抱え込んでしまうことがあります。

法テラスは、お悩みを抱える方々が全国どこでも法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるように、国によって設立された公的な法人です。

相次ぐ災害や犯罪被害、困りごとは、より複雑・深刻・多様に。

私たちの暮らしを取り巻く環境は大きく変化し、抱える不安も複雑化しています。問題が複合的に絡むことが多い災害被災者に対する支援や、外からは見えにくい霊感商法の被害、ひとり親が直面する困窮・孤立など様々な社会的課題に、法テラスは正面から取り組んできました。



2018 〈〈 2020 〈〈 2024 〈〈 2024

被災者支援



無料法律相談について中村時広知事（右）に説明する法テラスの稲束久美子常務理事＝11日午後、県庁

（9月15日朝刊　愛媛新聞社提供）

平成30年7月14日

西日本豪雨の「被災者法律相談援助」開始

大規模災害ごとに特例法を設ける方式の限界を踏まえ、平成28年の法改正で、災害発生時に迅速な法的支援を行える恒久制度が定められました。

感染防止対策



（当時の面談ブースの様子）

令和2年5月11日

コロナ禍が広がるなか電話等による法律相談開始

新型コロナウイルスの感染拡大に対応し、外出に不安のある方の相談を受けられるよう、電話等での法律相談を開始しました。

被災者支援



法テラス1日から移動相談車を運用

運営員、被災者に説明

日本司法支援センター（法テラス）は1日から、能登半島地震の被災地に「法テラス号」の運行を開始した。17日から県内で移動相談車（法テラス号）の運行を始め、初日は能登半島地震の震源が最も近かった珠洲市と輪島市で小型車…で、土地や債務、…照質権法…といった震災…の悩みに応じる。

法テラスは1月から被災…の無料法律相談を行っている。丸岡理事長は「今後、相談は増えてくるとみられる。移動車両などもしっかり応じたい」と話した。輪島市は…被災

（3月15日朝刊　北國新聞社提供）

令和6年1月11日～

能登半島地震及び奥能登豪雨の「被災者法律相談援助」開始

被災地へ移動相談車両「法テラス号」を運行し、仮設住宅などでの無料法律相談も実施しました。

霊感商法等対応

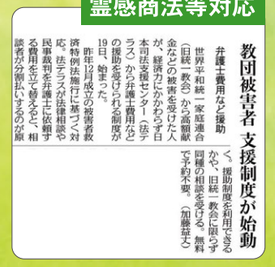

教団被害者 支援制度が始動

弁護士費用など援助

世界平和統一家庭連合（旧統一教会）から高額献金などの被害を受けた人が、経済力がないなどの理由で日本司法支援センター（法テラス）から弁護士費用（立替金）の援助を受けられる制度が19日、始まった。

昨年12月成立の被害者救済特例法施行に基づく対応。法テラスが法律相談や民事裁判を弁護士に依頼する費用を立て替えるなど、相談者が今抱えているのが…

（3月20日朝刊　東京新聞提供）

令和6年3月19日

「特定被害者法律援助」開始

特定の不法行為の被害者を対象に、弁護士による無料法律相談等を開始しました。

求められるその先へ。支援の輪をより大きく。

法テラスは関係機関と連携し、着実に支援の輪を広げてきました。これからも多様化する社会のニーズに柔軟に応えながら、皆さまにとってより身近で、信頼される存在となれるよう努めてまいります。



2024 〈〈 2026 〈〈 2026

つながりの輪



令和6年12月16日～令和7年2月14日

クラウドファンディング実施

被災地での「法テラス号」の運用や、こどもや親の法的支援のためにクラウドファンディングを行い、目標だった300万円を超える多くのご寄附をいただきました。

犯罪被害者支援

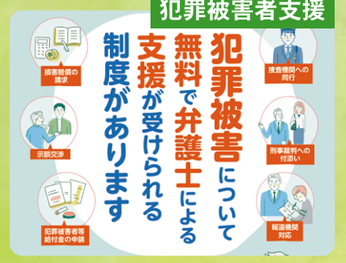

令和8年1月13日

「犯罪被害者等法律援助」開始

殺人や性被害などの犯罪被害にあわれた方やそのご家族が、弁護士による包括的・継続的支援を受けられる制度の運用を開始しました。

20周年



令和8年4月1日

白石史子理事長就任

新理事長のもと、誰もが安心して法的サービスにアクセスできる環境づくりに引き続き取り組んでいきます。



法テラス
20周年記念
対談

有働 由美子
YUMIKO UDO ／フリーアナウンサー・ジャーナリスト

×

白石 史子
AYAKO SHIRAISHI ／法テラス 理事長

誰もが司法につながれる社会へ

法テラスの20年と、めざす先——

日々の暮らしの中で、法律や司法を
意識する機会は多くないかもしれません。
けれど、小さな行き違いや
些細だと思っていた悩みが深刻な問題になり、
法的な支援が不可欠になることも。
誰もが司法とつながれるために、
法テラスがめざす姿について
裁判官としてキャリアをかさね、
法テラスのかじ取りを担う白石史子理事長と
報道の現場で人々の声に耳を傾けてきた
有働由美子さんが語り合いました。

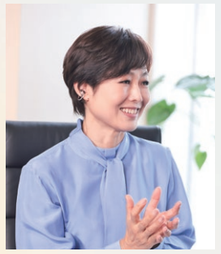

有働 由美子

フリーアナウンサー・ジャーナリスト。平成3年にNHK入局。「あさイチ」や紅白歌合戦の司会などを担当。平成30年3月に退局後、フリーとして幅広く活動。現在は「有働Times」（テレビ朝日系）など多くの番組に出演するほか、東京大学総合防災情報研究センター客員研究員なども務める。



白石 史子

法テラス理事長。昭和57年東京大学法学部卒業。昭和59年東京地方裁判所判事補として任官。内閣官房司法制度改革推進室室長、京都家庭裁判所所長、札幌高等裁判所長官などを歴任し、令和5年8月に退官。令和6年10月より福岡県人事委員会委員も務める。令和8年4月より現職。

Part.1 「こんなことで」と迷うときこそ、最初の入口へ

これは法律問題なのかな？と思ったときは、気がねなく

有働　報道では、事件の被害にあった方が「どこに相談すればいいのか」となったとき、法テラスをご紹介することがあります。でも実際はどのくらい身近なことを相談してよいのか、ためらう方も多いと思います。

白石　法テラスでは、まずお話を伺い、お悩みを整理したうえで、その内容に応じて適切な相談窓口をご案内するなどしています。日々の暮らしの中で、とにかく困った段階で遠慮なくご連絡いただきたいですね。

有働　体調が悪いとき、まず町のかかりつけ医に行くような感じでしょうか。

白石　そうですね。「これは法律問題なのかな」「何か助けてもらえないかな」と思ったときの、最初の入口です。いまはネットで検索すれば情報を得られますが、その情報が正確かどうか分からないことが多いです。それを法テラスで確認することは意味があると思います。電話だけではなく、ホームページやチャットボットでも情報を発信していますので、使ってもらえたら嬉しいですね。

有働　司法は難しく、遠い世界だと思いがちです。白石理事長が裁判官時代、「早い段階でこの人たちが弁護士など適切な相談相手に出会えていたら」と感じたことはありましたか。

白石　例えば、学校と保護者のように複雑に人間関係が絡む紛争では、早い段階で第三者からの冷静な助言があれば、ここまでこじれなかったかもしれないと思うことはありましたね。

有働　どちらも子どもを思っている。でも小さな行き違いがいつの間にか大きく、埋まらない溝になってしまう。深刻なトラブルになる前に、一歩を踏み出すことが大切なのですね。

白石　はい。「困ったな」「悩むな」という最初の段階にどう行動するかは重要だと思います。

Part.2 必要とする人に必要な支援を



相談先、費用、地域——立ちはだかる三つの壁

有働　あと、司法には「お金がかかりそう」というイメージもあります。話しづらいことを話さなければならないこととあいまって、敬遠してしまうのかもしれませんね。

白石　泣き寝入りする人をなくそうという思いから法テラスは設立されました。裁判を受ける権利があっても、使えなければ意味がありません。相談先が分からない、費用が心配、地域に弁護士が少ない。法テラスは、そうした壁を低くするためにできた組織です。



法テラス 20周年記念 対談

有働　必要な人が、法的支援を受けやすくなる。大切なことですよね。

白石　法的な支援が整っていることは、現に困っている方のためになるだけではありません。様々な被害にあった方や、借金などで立ち直れなくなっている方を支えることは、社会や経済の安定にもつながります。「自分には関係ない」と思わず、法的支援の存在が社会を支えていると知っていただきたいです。

有働　そうですね。一方で、20年取り組んできた中で、見えてきた課題はありますか。

白石　法的な解決だけでは、暮らし全体を立て直せないことがあります。例えば、借金の問題が法的に整理されても、心の不調などで働けない方には、就労支援や心のケアなど別の支援が必要です。法律家だけで解決できることではありません。福祉などの関係機関と連携して、多面的に支えていくことが重要であることを法テラスはこの20年で痛感してきました。

Part.3　これからの支援の在り方、これからの法テラス

現代の複雑な社会状況に対応する支援を

有働　少子高齢化も進みましたし、DV、ストーカーそしてネット上のトラブルなど様々な問題が絡み合い、見えにくくなっている状況もあるのではないかと思います。昔であれば、仲人さんや近所の人が「ちょっと弁護士さんに相談してみる？」と言ってくれることがあったかもしれません。でも今は、その言葉にたどり着くことさえ難しい方もいらっしゃいます。

白石　そうですね。今の時代、家族や友人に相談できず、一人で抱え込んでしまう方々も多くいらっしゃいます。ひとり親の方や、若者、障がいのある方に対する支援など、移り変わっていく社会に応じた支援をしていくことがとても大切です。20周年という節目は、組織として今までを振り返る良い機会だと思っています。これを機に、法テラスの在り方を見直し、必要な方々に広く届けられるよう、より一層サービスの向上に努めていきます。

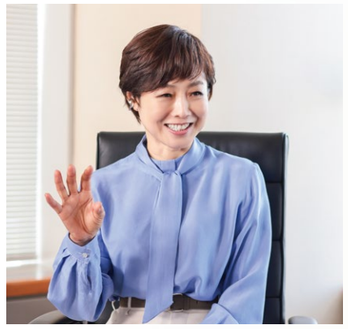



有働　今日お話を伺って、法テラスがどういう場所で、どんなときに頼れるのかが見えてきました。その役割を知り、個人としての人生にも安心感が生まれました。



法テラスの主な業務



法的トラブル解決のための総合案内所「法テラス」。
国によって設立され、身近な法的支援を行っています。



情報提供業務

問合せ内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談機関・団体に関する相談窓口情報を、電話（法テラス・サポートダイヤル）やメール、チャット等により無料で提供しています。

全国各地にある法テラスの地方事務所では、面談による情報提供も実施しています。どなたでも何回でもご利用いただけます。





国選弁護等関連業務

国選弁護人等になろうとする弁護士との間で、国選弁護人契約等の契約締結業務をしています。

刑事事件等で、裁判所からの依頼を受けて、国選弁護人等候補者の指名・通知業務をしています。

国選弁護人等の報酬・費用の算定・支払業務をしています。





民事法律扶助業務

経済的にお困りの方に対し、弁護士や司法書士による無料法律相談や、民事裁判等手続のための弁護士・司法書士費用等の立替えを行います。

認知機能が十分でないために自ら法律相談を申し込むことが難しい方については、支援者の方がご本人に代わって法律相談を申し入れることができます。

政令で指定する大規模災害により被災された方は、災害発生日から１年を超えない範囲で、資力にかかわらず無料法律相談を利用できます。





司法過疎対策業務

身近に法律家がいない、法律サービスへのアクセスが容易でない地域（司法過疎地域）に法律事務所を設置し、司法アクセスの改善に努めています。

法律事務所には法テラスの常勤弁護士（スタッフ弁護士）が常駐し、法律相談、民事裁判などでの代理、刑事弁護などの法的サービス全般を提供しています。





犯罪被害者支援業務

DV、ストーカー、児童虐待の被害を受けている方または受けるおそれのある方を対象に、「DV等被害者法律相談援助」を実施しています。

被害者参加人のための国選弁護制度や被害者参加旅費等支給制度の事務もしています。

犯罪被害にあわれた方やそのご家族に、損害の回復や苦痛の軽減を図るための法制度や相談窓口に関する情報を無料で提供し、必要に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行っています。犯罪被害者支援の研修を受けた担当者が対応する「犯罪被害者支援ダイヤル」も設置しています。



殺人や性犯罪などの被害にあわれた方やそのご家族が、刑事・民事・行政その他の様々な手続について、弁護士による法律相談や法律事務等を原則無料で受けられる制度を実施しています。

スタ弁がゆく!



「スタ弁」とは、全国各地にある法テラスの法律事務所で働く「スタッフ弁護士」のこと。
今回は北海道・旭川と東京・本部法務室の「スタ弁」のご紹介です。
日々の業務からプライベートまで「スタ弁の素顔」に迫ります!



今回のスタ弁
中嶋 郁登（なかしま ふみと）

半袖の静岡から暖房の旭川へ!
その中で気付かされたこと

私は、司法修習後、静岡での1年間の養成期間を経て、今年の4月に旭川に赴任しました。静岡から旭川への移動の日、静岡は半袖で汗ばんでいた一方、経由した札幌駅ではストーブを囲む人だかりができていたことが思い出されます。なお、令和8年6月3日現在、日本における最高気温ランキングの2位が静岡、最低気温ランキングの1位が旭川（気象庁HP参照）です。

さて、静岡での1年間は、指導担当の先生方の下で、多種多様な事件を経験させていただきました。その中で関わったたくさんの方々は、それぞれ、自分の力では解決できない問題に直面していました。また、問題の性質によっては、他人に相談することに抵抗があり、意を決して、事務所に連絡したという方も少なくありませんでした。

目の前の一人ひとりと共に歩みたい
弁護士として法テラスとして

これらの事件を通して胸に刻まれたのは、弁護士の仕事とは、相談者や依頼者が直面している問題に、自分事として取り組むものだということです。自分事として、相談者や依頼者とともに悩み、ともに落ち込み、最後はともに喜びたい。その方々の人生の一側面、一コマではありますが、まさに、相談者や依頼者とともに歩んでいます。弁護士の「あゆみ」とは、相談者や依頼者との「あゆみ」の積み重ねだと思います。

だとすると、法テラスの「あゆみ」とは、法テラスを必要としてきた方々と、歴代のスタッフ弁護士や職員たちとの「あゆみ」の集大成だといえます。そして、今も、これからも、法テラスを必要とする方々がいる以上、法テラスが「あゆみ」を止めることは許されません。私も、この旭川の地で、いちスタッフ弁護士として、目の前の一人ひとりと全力で向き合い、人生の一部をともに歩んでいこうと決意しています。それが、法テラスの「あゆみ」を進めていくことだと思います。

趣味や興味のあることは何ですか?



生き物が好きで、特に学生時代は国内外色々な所に行っていました。せっかく北海道に来たので、ここならでは…という種を見てみたいです。ひとまず、事務所に貼ってあるシマエナガのポスターを眺めて想像を膨らませる毎日です。









1業務で訪問した富良野、芦別の展望台から 2同じく業務で訪問した留萌の風景 3防衛と開拓の資料が展示されている北鎮記念館 4さっぱりしている熊肉の生姜焼き



東京都 TOKYO
法テラス 本部法務室
林 雅子 弁護士

大阪府出身。2011年12月弁護士登録。福岡県北九州市で養成を受けた後、北九州、東京、広島の法律事務所で執務。その間に原子力損害賠償紛争解決センター及び中央労働委員会への出向を経験。2024年9月から本部に赴任。

スタッフ弁護士を
知りたい方は
\こちら/



北海道 HOKKAIDO
法テラス 旭川法律事務所
中嶋 郁登 弁護士

長崎県佐世保市生まれ。大学進学のため上京するまで、海と山に囲まれた実家で過ごす。大学卒業後、アルバイトをしながら勉強し、4年目に司法試験合格。東京（第二東京弁護士会）修習、静岡養成を経て、旭川に赴任。



今回のスタ弁
林 雅子（はやし まさこ）

置かれた場所で咲きなさい
北九州、広島、そして東京で

「置かれた場所で咲きなさい」という言葉が好きです。ベストセラーの本のタイトルとして有名ですが、私はこの言葉を自分流に解釈しています。「置かれた場所」とは全国の赴任先であり、「咲く」とはその地の法的ニーズに応えること。そう捉えると、行く先々でその地の法的課題に向き合い奮闘するスタッフ弁護士にぴったりの言葉ではないか、そう思うからです。

スタッフ弁護士は、全国各地に赴任します。地域によって直面している課題が違えば、求められる支援の内容も千差万別となります。私も、北九州、広島、東京、そして震災時の出向等、様々な地を巡り、その時々のニーズと向き合ってきました。北九州では、国選弁護活動の担い手として裁判員裁判を含む多くの刑事事件を受任し、東日本大震災の際にはADR機関に出向して中立的立場での事案整理や判断を経験しました。また、広島では西日本豪雨災害の被災者支援として士業連絡会の事務局を務め、東京では困難を抱えた人に法的支援を届ける司法ソーシャルワーク活動に注力しました。現在は、これまでの経験を携え、本部法務室で執務しています。

必要な場所へ、必要な支援を
これからも咲き続けたい

異動の度に新しい環境や役割に適応することは容易でありませんが、これこそが「法の光を隅々まで届ける」法テラスのスタッフ弁護士の醍醐味だと感じています。そして、一つ一つの経験は全て私の糧となり、より柔軟に、より深く法的課題に向き合えるようになったと感じています。

この先は、AIの進化等によって、社会の在り方や求められる支援の形も大きく変わり、スタッフ弁護士が担う役割も変化していくはずです。けれど、どのように社会が変わろうとも、法的課題がなくなることはありません。必要な場所に必要な支援を届けるために、これからも「置かれた場所で咲き続けたい」、そう思っています。

いつも持ち歩いているモノは何ですか?



実用的かつ好きなもので揃えています。❶鞄と右上のカードケースは刑務所作業製品。購入することが被害者支援等の社会貢献になると聞いています。❷一目ぼれした長財布と名刺入れ。❸システム手帳、職印、弁護士バッジは必需品。









〈広島時代〉1広島カープ応援 2ひろしまフラワーフェスティバル神輿担ぎ 3広島城ライトアップ
〈最近〉4渋谷の桜並木

20周年の思いを、広報ポスターに込めて。

雨が上がり、少しずつ晴れていく空。
法的トラブルや暮らしの不安を抱えたとき、
法テラスにつながることが、解決への糸口となり、
気持ちが少し軽くなっていく。

そんな思いを、法テラスのロゴマークである
「傘」と、テーマカラーのオレンジに
重ねて表現しました。

若い世代の方にも気に留めてもらえるよう、
信頼感や安心感を大切にしながら、
親しみやすさも感じられる
広報ポスターを目指しています。



広報ポスターを手に、有働由美子さんと白石理事長



有働さんにお聞きしました

このポスターをご覧になって…



法テラスのイメージを、いい意味でくつがえすポスターです。『何のポスターだろう』と、多くの人の目に留まると思います。『心の空も少しずつ晴れてきた』の『少しずつ』がいい。今はまだ晴れていないと感じる人も共感できるポスターだと思いました。

令和8年熊本地震の被害にあわれた皆様へ心よりお見舞い申し上げます。

地震被害に関する法制度や相談窓口情報はこちら

「法テラス災害ダイヤル」や「メール」などで、令和8年熊本地震に関する法制度や相談窓口情報の提供を行っています。

法テラス災害ダイヤル

0120-078309（おなやみレスキュー）

受付時間：平日9時～21時／土曜9時～17時
（祝日・年末年始を除く）

困ったら「法テラス」へまずはお電話を

法テラス・サポートダイヤル

0570-078374（おなやみなし）

IP電話からは ☎03-6745-5600

犯罪被害者支援ダイヤル

0120-079714（なくことないよ）

IP電話からは ☎03-6745-5601

受付時間：平日9時～21時／土曜9時～17時（祝日・年末年始を除く）

法テラス公式X（旧Twitter）
@houterasu_4_10

法テラス公式Instagram

発行：日本司法支援センター（法テラス）本部　発行責任者：事務局長 髙橋太郎
法テラス本部：〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階　☎050-3383-5333（代表）

日本司法支援センター 法テラス